

## ○海部地区急病診療所組合決裁規程

(昭和61年7月10日)  
(訓令第2号)

改正	平成2年9月27日	訓令第1号	平成21年9月7日	訓令第1号
	平成10年2月16日	訓令第1号	平成25年8月19日	訓令第1号
	平成13年2月23日	規程第1号		

(趣旨)

**第1条** 海部地区急病診療所組合管理者(以下「管理者」という。)の権限に属する事務の専決、代決その他事務処理について必要な事項は、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(用語の意義)

**第2条** この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 管理者、管理者の権限の受任者又は専決権限を有する者(以下「決裁権者」という。)が、その権限に属する事務の処理について、最終的に意思決定を行うことをいう。
- (2) 専決 あらかじめ認められた範囲内で、管理者の責任において、常時管理者に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 決裁権者が不在の場合、あらかじめ認められた範囲内で一時当該決裁権者に代わって決裁することをいう。
- (4) 不在 旅行その他の理由により決裁権者に差し支えがあって決裁できない状態にあることをいう。
- (5) 副管理者 海部地区急病診療所組合管理者の職務代理者に関する規則(平成13年海部地区休日診療所組合規則第3号)の第1順位の副管理者をいう。
- (6) 事務局長 管理者の定める者
- (7) 総務課長 管理者の定める者

(決裁の順序)

**第3条** 事務は、原則として、主務課長の意思決定を受けた後、順次直属上司の意思決定に基づき、決裁権者の決裁を受けなければならない。

(代決)

**第4条** 管理者が不在のときは、副管理者がその事務を代決する。

- 2 副管理者が不在のときは、管理者がその事務を決裁する。ただし、管理者もともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。
- 3 事務局長が不在のときは、総務課長がその事務を代決する。
- 4 課長が不在のときは、課長補佐がその事務を代決する。

(代決の制限)

**第5条** 前条の場合であっても重要な事項、異例もしくは疑義のある事項又は新たな事項は、代決することができない。ただし、その処理についてあらかじめ指示を受けたもの又は緊急やむを得ないものについては、この限りでない。

(後閲)

**第6条** 代決した事項については、速やかに当該事務の決裁権者の後閲を受けなければならない。

ただし、定例的なものその他軽易な事項については、この限りでない。

(副管理者の専決事項)

**第7条** 副管理者の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 別表第1に定める副管理者の決裁区分に属する事項に関すること。
- (2) 前号に定める事項のほか、次に掲げる事項以外の重要な事項に関すること。
  - ア 海部地区急病診療所組合（以下「組合」という。）の総合企画及び運営に関する一般方針の確立に関すること。
  - イ 特に重要な事業計画の樹立及び実施方針に関すること。
  - ウ 儀式及び表彰に関すること。
  - エ 各執行機関の総合調整に関すること。
  - オ 組合議会の招集、議案の提出その他議会に関すること。
  - カ 特に重要な請願及び陳情に関すること。
  - キ 特に重要な異議の申立て、訴願、訴訟、和解及び調停に関すること。
  - ク 条例、規則、訓令その他重要な例規の制定及び改廃に関すること。
  - ケ 予算編成及び決算の確定に関すること。
  - コ 職制に関すること。
  - サ 職員の賞罰及び賠償に関すること。
  - シ その他特に重要な事項に関すること。

(事務局長の専決事項)

**第8条** 事務局長は、別表第1及び別表第2に定める決裁区分に属する事項とする。

(承認による専決事項)

**第9条** 副管理者、事務局長、課長は、前2条によりその専決事項とされていない事項であっても、その性質が軽易に属し、これに準じてよいと認められるものは、あらかじめ上司の承認を得て専決することができる。

(専決の制限)

**第10条** この訓令に定める専決事項であっても、特命事項、重要若しくは異例と認められる事項、新たな事項又は規定の解釈上疑義がある事項は、上司の指示を受けなければならない。

(専決の移譲)

**第11条** 課長は、管理者（事務局長の権限に属する事務の処理については、事務局長）の承認を得て、その専決事項の一部を所属職員に専決させることができる。

**附 則**

(施行期日)

この訓令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成2年9月27日訓令第1号）

(施行期日)

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

**附 則**（平成10年2月16日訓令第1号）

(施行期日)

この訓令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成13年2月23日規程第1号)

(施行期日)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則** (平成21年9月7日訓令第1号)

(施行期日)

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

**附 則** (平成25年8月19日訓令第1号)

(施行期日)

この訓令は、平成25年9月1日から施行する。

別表第1 (第7条、第8条関係)

1 庶務関係

決裁事項		決裁区分		事務局長	総務課長	備考	
		管理者	副管理者				
会議及び行事		重要		輕易			
事務引継ぎ			事務局長	課長	課長補佐以下		
公印			調整	改廃			
文 書	收受・発送			文書の收受、配布、発送			
	保存・廃棄			保存文書の廃棄	書庫の管理		
	文書の処理	指導・統制				文書取扱の指導・統制	
		管理者の権限に属する報告、調査、照会、回答	(1) 特に重要な調査、報告、進達、副申その他これらに類するもの (2) 特に重要な通知、申請、照会、回答		(1) 重要でない事項の調査、報告、進達、副申その他これらに類するもの (2) 重要でない事項の通知、申請、照会、回答	(1) 定例的な調査、報告、進達、副申その他これらに類するもの (2) 輕易な通知、申請、照会、回答	
		証明・閲覧			異例のもの	定例的なもの	
	その他の文書		特に重要な出版物の刊行		重要な出版物の刊行	(1) 原簿、台帳等の作成、記載の確認 (2) 例規類集、統計書等の出版物の贈与 (3) 事務についての関係者の呼出し通知 (4) 定期、輕易な出版物の刊行	

法 制	公 示 令 達 (告示、公示、通達、 その他)	特に重要 なもの		異例のもの	軽易定例 的なもの	
	管理者代理人の選定	重要な訴 訟、仮処分、 行政代執行 等の事件		重要でな い訴訟、仮処 分、行政代執 行等の事件		
	例 規 類 集				例規類集 の編集、発 行、加除整 理、登載、改 廃	
土 地 建 物	登記地目変換			不動産、動 産の取得に 伴う登記	土地の分 筆、合筆、地 目変換	
	土地の測量	土地の立 入測量			土地の立 入測量の実 施	
	造営物の管理			異例な造 営物の使用 許可	定例的な 造営物の使 用許可	

2 人事関係

決裁事項		決裁区分		事務局長	総務課長	備考
		管 理 者	副管理者			
職 制				所属職員 の事務分 担		
任 免	採 用	職 員 以 上		臨 時 職 員		
	採用を除く任用 (補職を含む。)	職 員 以 上		臨 時 職 員		
	普 通 退 職	職 員 以 上		臨 時 職 員		
免	出勤停止及び休職	事務局長以上		事務局長以上 を除く全職員		
休 暇 等 付 与	職務専念義務の免除		事務局長	課長以下		事務局長の長期にわたるものについては管理者の承認を受けること。
	年次有給休暇等		事務局長	課長以下		
	週休日の振替え等 及び代休日の指定		事務局長	課長以下		

	その他の承認		事務局長	課長以下			
服 務	時間外等 勤務命令		事務局長	課長以下			
	出勤簿の管理				全職員		
	身分・制服		営利企業等 の従事許可		身分上の諸 届の処理		
	旅行命令	副管理者	事務局長	課長以下			
給 与 当	給 料	特別昇給	全職員				
		定期昇給		事務局長	課長以下		
	支給				全職員		
	手 当	扶養手当 通勤手当 認定				全職員	「特殊な もの」と は、給与 の算定基 礎が明ら かでない もの、例 えば勤勉 手当等の 類のもの である。
		その他の認定			特殊なもの	特殊なもの を除くもの (全職員)	
		支給				全職員	

3 財務関係

決裁事項		決裁区分				備考	
		管理者	副管理者	事務局長	総務課長		
工 事 に 係	計	工事の施行の決 定・変更	～500	500～	300～	50～	変更の場 合は、変 更後の金 額の決裁 区分によ る。
		指名競争入札の 執行通知（見積 りの場合を含 む。）			～		指名審査 会の審査 を要す る。
	画	予定価格及び最 低制限価格の決 定	～500	500～			
		工事請負契約の 締結	～500	500～	300～	50～	変更契約 の場合 は、変更

る も の 他	契 約	設計、管理、調査、測量業務契約の締結	～500	500～	300～	50～	後の金額の決裁区分による。
		契約解除の決定	～				
	そ の 他	工期の変更	～30日		30日～	10日～	
		竣工、検査、確認				～	
検査員の任命					～		
物 品 の 購 入 等 に 係 る も の	計 画	物品の購入等の決定、変更	～300	300～	100～	30～	変更の場合は、変更後の金額の決裁区分による。
		不動産の購入の決定	～				
		指名競争入札の執行通知			～		指名審査会の審査を要する。
		予定価格及び最低制限価格の決定	～300	300～	100～	30～	
	契 約	物品の購入契約の締結	～300	300～	100～	30～	変更の場合は、変更後の金額の決裁区分による。
		物件の借入れ契約の締結	～300	300～	100～	30～	
		役務提供契約の締結	～300	300～	100～	30～	
		委託業務契約の締結	～300	300～	100～	30～	
		不動産の購入契約の締結	～300	300～	100～		
		単価契約の締結			～		
契約解除の決定		～					
そ の 他	納期の変更	～30日		30日～	10日～		
	検査員の任命				～		
	完了検査				～		

借入れ及び貸付の決定	物 品	～300	300～	100～	30～	金額は、予定賃借料の年額又は、総額を表し、無償のもの、又は軽減されるものについては、評価額を示す。
	不 動 産	～				
	そ の 他	～300	300～	100～	30～	
売却び廃棄の決定	物 品	～300	300～	100～	30～	金額は、予定契約価格を示す。
	不 動 産	～				
	そ の 他	～300	300～	100～	30～	
寄附の決定	負担付きのもの					
	負担付きでないもの	～300	300～	100～	30～	
收受	収入命令		異例なもの	経常的な収入		
収入の徴収	負担金、国県支出金、その他これらに類するもの			調定	① 収入命令 ② 納入告知	
	使用料、手数料、その他これらに類するもの			調定	① 収入命令 ② 納入告知	
歳入歳出外現金の受払				調定	出納命令	会計管理者への通知を含む。
年度・会計・科目の更正				～		
予 算 の 流 出				～		
予 備 費 の 充 用				～		
戻入、戻出及び振替命令等				～		
儀礼等に要する支出		～10		10～		
負担金、その他これらに類するものの支出		～100	100～	50～	10～	
見舞金、補償金その他これらに類するものの支出		重要なもの		重要でないもの		
電気、ガス、水道、電話料金、保険料その他これらに類するものの支出					～	

支 出 命 令	～300	300～	①100～ ②給料、報酬、旅費等の定例的なもの	50～	
翌年度への繰越し	～				
<p>注1 数字で特に表示のないものは、1件（一つの決裁に係るもの）の金額を示す。 （単位は万円）</p> <p>2 「～500」は500万円を超えるものを、「500～」は500万円以下のものを、「～」は制限のないものを示す。</p>					

備考 改正後の「②給料、報酬、旅費等の定例的なもの」中の「等の定例的なもの」には、医師委託料・歯科医師委託料・薬剤師委託料・賃金・需用費・その他委託料も含まれる。

別表第2 (第8条関係)

決裁区分		事務局 長	総務課 長	備考
専決事項				
診療所内放送			診療所内放送の設備の管理	
診療所中管理			① 診療所内の取締りの指図 ② 受付の案内 ③ 構内の駐車規制	
会議室等の使用許可	異例		軽易	
事務の調整・管理・改善	基本政策以外の総合的な業務の調整・管理・改善		事務局内の業務の調整・管理・改善	
行政資料			行政資料の収集及び整理	
災害補償	認定	全職員		
	支給	全職員		
研修・会議	職員の教養及び研修計画の樹立、参加			
共済組合・退職手当組合	特に重要なもの		特に重要でないもの	
採用候補者			身上調査の実施	
議決報告・その他			① 議会に提出する議案の編成及び配布 ② 知事に対する議決予算及び決算認定並びに条例制定改廃の報告	
議決の通知			① 議決すべき事件の通知 ② 議決の結果通知	
診療所の取締り	防災計画樹立実施		診療所内外清掃の計画、実施	
診療所内の施設管理	電灯、電話の架設、移転及び設備変更		設備（電話、電気、冷暖房、上水道等）の使用の調整、規制	
防 災	① 防災訓練の実施 ② 非常配備の計画及び実施			
広 聴	世論の聴衆及び要望事項の処理			
統計資料			諸統計資料の収集及び実施	
資 金	政府資金の借入れ申込み			
組 合 債			① 組合債の現況報告 ② 組合債の元利償還	
財 産 管 理			① 財産台帳の整備 ② 簡易な組合建築物の修繕	
告示・公示・公表			告示等の提示の依頼	
被 服 等	被服等の貸与		貸与品及びその数量の調査	
機 械 器 具			整備保全	